

泉大津市議会令和6年第4回定例会会議事項

(令和6年11月27日)

# 会 議 事 項

種 別	番 号	事 件 名	ページ
報 告	1 4	専決処分報告の件（令和6年度泉大津市一般会計補正予算の件）	3
議 案	6 3	泉大津市営火葬場条例の一部改正の件	2 7
同	6 4	泉大津市下水道条例の一部改正の件	3 5
同	6 5	泉大津市立小津中学校校舎棟長寿命化改良工事請負契約の一部変更の件	4 3
同	6 6	指定管理者の指定の件	4 7
同	6 7	泉大津市総合計画を定める件	4 9
同	6 8	市道路線の認定の件	5 1
同	6 9	令和6年度泉大津市一般会計補正予算の件	6 3
同	7 0	令和6年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正予算の件	9 3
同	7 1	令和6年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算の件	1 1 3
同	7 2	令和6年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算の件	1 2 9
同	7 3	令和6年度泉大津市水道事業会計補正予算の件	1 4 7

報告第14号

## 専決処分報告の件

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和6年11月27日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専決番号	5
専決年月日	令和6年10月2日
事件名	令和6年度泉大津市一般会計補正予算の件（補正第4号）







専決第5号

## 令和6年度泉大津市一般会計補正予算

令和6年度泉大津市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,975千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,654,328千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月2日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		7,678,858	36,975	7,715,833
	3 委託金	23,070	36,975	60,045
歳 入 合 計		39,617,353	36,975	39,654,328



歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		5,043,571	36,975	5,080,546
	5 選挙費	52,780	36,975	89,755
歳 出 合 計		39,617,353	36,975	39,654,328





歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括  
歳 入

款	補 正 前 の 額
14 国庫支出金	7, 6 7 8, 8 5 8
歳 入 合 計	3 9, 6 1 7, 3 5 3

# 事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
36,975	7,715,833
36,975	39,654,328

歳 出

款	補正前の額	補正額
2 総務費	5,043,571	36,975
歳 出 合 計	39,617,353	36,975

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
5,080,546	36,975			
39,654,328	36,975			

## 2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 7,678,858	千円 36,975	千円 7,715,833

(款) 14 国庫支出金

(項) 3 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費委託金	335	36,975	37,310
計	23,070	36,975	60,045



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 選挙費委託金	36,975	衆議院議員総選挙及び最高裁裁判官国民審査委託金

(款) 14 国庫支出金

(項) 3 委託金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 5,043,571	千円 36,975	千円 5,080,546

(款) 2 総務費

(項) 5 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4 衆議院議員 総選挙及び 最高裁判 官国民審査 費	0	36,975	36,975	36,975			

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
1 報酬	3,101	1 衆議院議員総選挙及び最高裁判官国民審査事業 36,975	1 報酬 3,101
3 職員手当等	8,983		投票管理者等報酬 166
4 共済費	30		投票立会人等報酬 1,121
7 報償費	898		会計年度任用職員報酬 1,814
8 旅費	74		
10 需用費	2,580		3 職員手当等 8,983
11 役務費	13,144		時間外勤務手当 8,659
12 委託料	3,498		管理職員特別勤務手当 324
13 使用料及び賃借料	3,061		
17 備品購入費	1,606		4 共済費 30
			雇用保険料負担金
			7 報償費 898
			手話通訳謝礼 40
			従事者報償費 858
			8 旅費 74
			普通旅費 8
			費用弁償 66
		10 需用費 2,580	
		消耗品費 1,500	
		食糧費 130	
		印刷製本費 950	
		11 役務費 13,144	
		通信運搬費 5,733	
		選挙公報配布手数料 1,750	
		交付機等点検手数料 1,021	
		人材派遣料 3,234	
		選挙用備品清掃手数料 30	
		投票用紙読取分類機運用手数料 330	
		開票システム運用サポート手数料 22	
		期日前投票システム運用サポート手数料 22	
		当日選挙受付システム運用サポート手数料 462	
		選挙用啓発ビラ配布手数料 540	
		12 委託料 3,498	
		ポスター掲示板設置委託料 3,300	
		システム改修委託料 88	
		横断幕設置業務委託料 110	
		13 使用料及び賃借料 3,061	

(款) 2 総務費

(項) 5 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	52,780	36,975	89,755	36,975			

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
			電子複写機使用料 50 選挙用備品借上料 1,790 投開票所借上料 298 会場借上料 459 タクシー借上料 394 駐車場使用料 70
			17 備品購入費 1,606 機械器具費

(款) 2 総務費

(項) 5 選挙費

給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(511) 529	802,363	1,899,023	1,864,577	4,565,963	845,377	5,411,340	
補正前	(508) 529	799,262	1,899,023	1,855,594	4,553,879	845,347	5,399,226	
比 較	(3) 0	3,101	0	8,983	12,084	30	12,114	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時 間 外 勤 務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	54,030	122,421	1,056,132	87,276	51,758	41,203	128,357	12,333
	補 正 前	54,030	122,421	1,056,132	87,276	51,758	41,203	119,698	12,333
	比 較	0	0	0	0	0	0	8,659	0
	区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 (千円)	合 計 (千円)	
	補 正 後	285,055	4,530	0	0	19,745	1,737	1,864,577	
	補 正 前	285,055	4,530	0	0	19,745	1,413	1,855,594	
	比 較	0	0	0	0	0	324	8,983	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(9) 518	1,871,052	1,593,960	3,465,012	653,913	4,118,925	
補正前	(9) 518	1,871,052	1,584,977	3,456,029	653,883	4,109,912	
比 較	(0) 0	0	8,983	8,983	30	9,013	

( )内は、定年前再任用短時間勤務職員数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時間外勤務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	54,030	120,741	792,653	87,276	50,658	41,203	128,357	12,333
	補 正 前	54,030	120,741	792,653	87,276	50,658	41,203	119,698	12,333
	比 較	0	0	0	0	0	0	8,659	0
	区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管理職員 特別勤務 (千円)	合 計 (千円)	
補 正 後	280,697	4,530	0	0	19,745	1,737	1,593,960		
補 正 前	280,697	4,530	0	0	19,745	1,413	1,584,977		
比 較	0	0	0	0	0	324	8,983		

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(502) 11	801,076	27,971	270,617	1,099,664	191,464	1,291,128	
補正前	(499) 11	799,262	27,971	270,617	1,097,850	191,464	1,289,314	
比 較	(3) 0	1,814	0	0	1,814	0	1,814	

( )内は、会計年度任用職員(パートタイム)数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	通 勤 (千円)	時 間 外 勤 務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)	退 職 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	合 計 (千円)
	補 正 後	1,680	263,479	1,100	0	0	4,358	0	270,617
	補 正 前	1,680	263,479	1,100	0	0	4,358	0	270,617
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0



(2) 給与費の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
報酬	3,101	その他の 増減分	3,101	選挙事務による増	
職員手当	8,983	その他の 増減分	8,983	選挙事務による増	
共済費	30	その他の 増減分	30	選挙事務による増	



議案第63号

## 泉大津市営火葬場条例の一部改正の件

泉大津市営火葬場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年11月27日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

### 理 由

泉大津市営火葬場の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定するものに火葬場の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲及び管理の基準等について定めるものである。

これが、この条例案を提出する理由である。



## 泉大津市営火葬場条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市営火葬場条例（平成23年泉大津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第12条を第16条とし、第11条の次に次の4条を加える。

（指定管理者による管理）

第12条 市長は、火葬場の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に火葬場の管理を行わせることができる。

（指定管理者に行わせる業務の範囲）

第13条 前条の規定により指定管理者に火葬場の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 火葬に関する業務
- (2) 火葬場の利用の許可に関する業務
- (3) 火葬場の施設、附帯設備及び備品等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、火葬場の管理上、市長が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第14条 指定管理者が火葬場の管理を行う場合において、指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に火葬場の管理を行わなければならない。

（指定管理者による管理の場合の読替え）

第15条 第12条の規定に基づき指定管理者に火葬場の管理を行わせる場合においては、第4条から第7条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第12条に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(参 考)

## 泉大津市営火葬場条例の一部を改正する条例（案） 要綱

本条例（案）は、泉大津市営火葬場（以下「火葬場」という。）の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に火葬場の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲及び管理の基準等について定めるものであること。

### 1 改正内容

#### (1) 指定管理者による管理

市長は、火葬場の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、指定管理者に火葬場の管理を行わせることができるとする規定を定めるものであること。（第12条関係）

#### (2) 指定管理者に行わせる業務の範囲

指定管理者に火葬場の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲を、次のとおり定めるものであること。（第13条関係）

ア 火葬に関する業務

イ 火葬場の利用の許可に関する業務

ウ 火葬場の施設、附帯設備及び備品等の維持管理に関する業務

エ アからウまでに掲げるもののほか、火葬場の管理上、市長が必要と認める業務

#### (3) 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が火葬場の管理を行う場合において、指定管理者は、泉大津市営火葬場条例（平成23年泉大津市条例第9号）及び泉大津市営火葬場条例施行規則（平成23年泉大津市規則第14号）の定めるところに従い、適正に火葬場の管理を行わなければならないとする規定を定めるものであること。（第14条関係）

#### (4) 指定管理者による管理の場合の読替え

指定管理者に火葬場の管理を行わせる場合における読替規定を定めるもので

あること。（第15条関係）

## 2 附則に関する事項

### (1) 施行期日

この条例（案）は、令和7年4月1日から施行するものであること。（改正条例附則第1項）

### (2) 準備行為

1の(1)に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為その他この条例（案）の施行に必要な準備行為は、この条例（案）の施行の日前においても行うことができるものであること。（改正条例附則第2項）



## 泉大津市営火葬場条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第 1 2 条 市長は、火葬場の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に火葬場の管理を行わせることができる。</u></p> <p><u>(指定管理者に行わせる業務の範囲)</u></p> <p><u>第 1 3 条 前条の規定により指定管理者に火葬場の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 火葬に関する業務</u></p> <p><u>(2) 火葬場の利用の許可に関する業務</u></p> <p><u>(3) 火葬場の施設、附帯設備及び備品等の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、火葬場の管理上、市長が必要と認める業務</u></p> <p><u>(指定管理者が行う管理の基準)</u></p> <p><u>第 1 4 条 指定管理者が火葬場の管理を行う場合において、指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく</u></p>	

改 正 案	現 行
<p><u>規則の定めるところに従い、適正に火葬場の管理を行わなければならない。</u></p> <p><u>(指定管理者による管理の場合の読替え)</u></p> <p><u>第15条 第12条の規定に基づき指定管理者に火葬場の管理を行わせる場合においては、第4条から第7条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。</u></p> <p>第16条 (略)</p>	<p>第12条 (略)</p>

議案第64号

## 泉大津市下水道条例の一部改正の件

泉大津市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年11月27日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

### 理 由

国において、デジタル社会の実現の観点からアナログ規制の見直しが進められていることを踏まえ、アナログ規制の一つである常駐・専任規制に該当する規定を緩和するとともに、市指定排水設備工事業者の登録手数料及び登録更新手数料を見直すほか、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。



## 泉大津市下水道条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市下水道条例（昭和48年泉大津市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号を次のように改める。

(2) 営業所ごとに、責任技術者を選任していること。

第6条第3項を次のように改める。

3 市指定排水設備工事業者は、営業所ごとに、市長が認める機関が行う試験に合格した者のうちから、責任技術者を選任しなければならない。ただし、大阪府内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第10条の2第1項第11号中「又は臭気」を削り、「きたす」を「来す」に改める。

第25条第1項中「申込者」を「申請者」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 市指定排水設備工事業者登録手数料 1件につき 10,000円

第25条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 市指定排水設備工事業者登録更新手数料 1件につき 5,000円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第25条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(参 考)

## 泉大津市下水道条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、国において、デジタル社会の実現の観点からアナログ規制の見直しが進められていることを踏まえ、アナログ規制の一つである常駐・専任規制に該当する規定を緩和するとともに、市指定排水設備工事業者の登録手数料及び登録更新手数料を見直すほか、所要の改正を行うものであること。

### 1 改正内容

- (1) 現行、市指定排水設備工事業者は営業所ごとに排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）を専属させることを義務付けているところ、これはアナログ規制の一つである常駐・専任規制に該当することから、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会）の趣旨を踏まえ、責任技術者を営業所ごとに専属する者から選任する者に見直すとともに、大阪府内における他の営業所について兼任することを妨げないこととするものであること。（第6条第1項及び第3項関係）
- (2) 工場の事業活動に伴って発生する臭気は、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）による規制が可能であるとともに、大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年大阪府規則第81号）において、工場の排水規制に関して「臭気」が除外されたこととの整合を考慮し、本市条例において工場の排水規制から「臭気」を除外するものであること。（第10条の2第1項関係）
- (3) 健全かつ持続可能な下水道事業の運営に必要な財源を確保するとともに、受益者負担の適正化を図るため、近隣他市の状況に鑑み、市指定排水設備工事業者の登録手数料及び登録更新手数料を次のとおり見直すものであること。（第25条第1項関係）

区 分	改正案	現 行
登録手数料	1件につき 10,000円	1件につき 4,000円
登録更新手数料	1件につき 5,000円	なし

(4) その他所要の規定の整備を行うものであること。

## 2 附則に関する事項

### (1) 施行期日

この条例（案）は、令和7年4月1日から施行するものであること。（改正条例附則第1項）

### (2) 経過措置

改正後の第25条の規定は、この条例（案）の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例によるものであること。（改正条例附則第2項）

## 泉大津市下水道条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(市指定排水設備工事業者)</p> <p>第 6 条 市指定排水設備工事業者とは、次の各号に該当する者で市長の指定を受けた者をいう。</p> <p>(1) 大阪府内に営業所を有すること。</p> <p><u>(2) 営業所ごとに、責任技術者を選任していること。</u></p> <p>(3) その他市長が必要と認める条件を備えること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>市指定排水設備工事業者は、営業所ごとに、市長が認める機関が行う試験に合格した者のうちから、責任技術者を選任しなければならない。</u> <u>ただし、大阪府内における他の営業所について兼任することを妨げない。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>(除害施設の設置)</p> <p>第 10 条の 2 使用者は、次に掲げる基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第 12 条の 2 第 1 項又は前条の規定により、公共下水道に排除してはならないとされるものを除く。）を継続して排除す</p>	<p>(市指定排水設備工事業者)</p> <p>第 6 条 市指定排水設備工事業者とは、次の各号に該当する者で市長の指定を受けた者をいう。</p> <p>(1) 大阪府内に営業所を有すること。</p> <p><u>(2) 専属の責任技術者を有すること。</u></p> <p>(3) その他市長が必要と認める条件を備えること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第 1 項第 2 号の責任技術者は、市長が認める機関が行う試験に合格した者でなければならない。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>(除害施設の設置)</p> <p>第 10 条の 2 使用者は、次に掲げる基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第 12 条の 2 第 1 項又は前条の規定により、公共下水道に排除してはならないとされるものを除く。）を継続して排除す</p>



改 正 案	現 行
<p>るときは、除害施設を設置しなければならぬ。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(1) 色 放流先で支障を来すような色を帯びていないこと。</p> <p>2 (略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第25条 手数料は 次の各号に定めるところにより、申請者からこれを徴収する。</p> <p>(1) 証明手数料 1件につき 300円</p> <p>(2) 市指定排水設備工事業者登録手数料 1件につき 10,000円</p> <p>(3) 市指定排水設備工事業者登録更新手数料 1件につき 5,000円</p> <p>(4) 証書交付手数料 1件につき 2,000円</p> <p>2 (略)</p>	<p>るときは、除害施設を設置しなければならぬ。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(1) 色又は臭気 放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと。</p> <p>2 (略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第25条 手数料は 次の各号に定めるところにより、申込者からこれを徴収する。</p> <p>(1) 証明手数料 1件につき 300円</p> <p>(2) 登録手数料 市指定排水設備工事業者 1件につき 4,000円</p> <p>(3) 証書交付手数料 1件につき 2,000円</p> <p>2 (略)</p>



## 泉大津市立小津中学校校舎棟長寿命化改良工事請負 契約の一部変更の件

令和4年6月16日議決に係る泉大津市立小津中学校校舎棟長寿命化改良工事請負契約の一部を変更する契約を次のとおり締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年泉大津市条例第6号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年11月27日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

### 記

- |          |     |                   |
|----------|-----|-------------------|
| 1 契約金額   | 変更前 | 1, 548, 731, 272円 |
|          | 変更後 | 1, 566, 486, 559円 |
| 2 契約の相手方 | 所 在 | 大阪府中央区瓦町二丁目4番7号   |
|          | 名 称 | 栗本建設工業株式会社        |
|          |     | 代表取締役 岩 崎 光 延     |



(参 考)

#### 変 更 理 由

泉大津市立小津中学校校舎棟長寿命化改良工事については、工事請負契約書において、予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、請負代金額の変更を請求できるとしている条項を適用したことにより工事費の増額が生じたこと及び設計時の想定より外壁仕上面並びに教室壁下地の状態が悪いことが判明したことに伴う改修範囲の増等が生じたことにより、当該請負契約の一部変更を行い、契約金額を増額するものである。



## 指 定 管 理 者 の 指 定 の 件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次の施設の指定管理者の指定について市議会の議決を求める。

令和6年11月27日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

### 記

#### 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 総合体育館
- (2) 助松公園テニスコート
- (3) 汐見公園多目的広場
- (4) 中央緑地多目的広場
- (5) 中央緑地サブ広場
- (6) 中央緑地フットサル場
- (7) 中央緑地テニスコート
- (8) なぎさテニスコート
- (9) 古池公園運動場
- (10) 三十合池公園運動場
- (11) 助松公園野球場
- (12) 助松公園プール

## 2 指定管理者に指定する団体

泉大津健康づくりパートナーズ

代表団体 東京都品川区東品川四丁目10番1号

コナミスポーツ株式会社

構成団体 東京都北区王子三丁目19番7号

株式会社サンアメニティ

構成団体 大阪府中央区備後町一丁目7番10号

大林ファシリティーズ株式会社大阪支店

## 3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで



議案第67号

## 泉大津市総合計画を定める件

泉大津市総合計画を別添のとおり策定したので、泉大津市総合計画条例（平成26年泉大津市条例第1号）第4条の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年11月27日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を定める。

これが、この案を提出する理由である。



## 市道路線の認定の件

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の路線の認定について市議会の議決を求める。

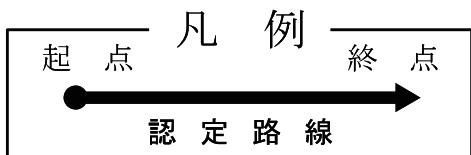
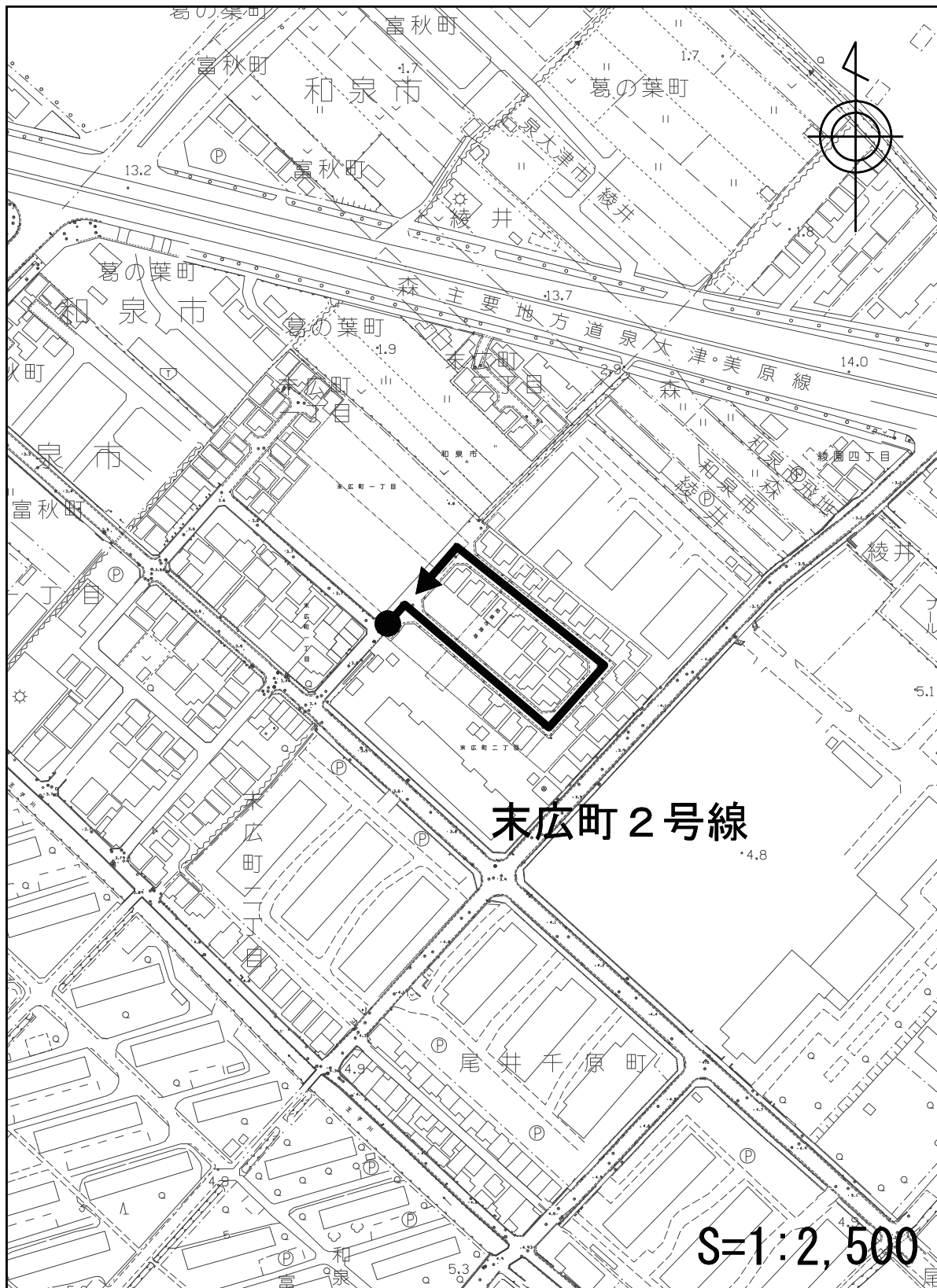
令和6年11月27日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

路線名	区 間	重要な 経過地	備 考
末広町2号線	起点 和泉市葛の葉町三丁目413番地の7先 終点 同 413番地の11先	—	別紙見取図1
若宮町5号線	起点 若宮町58番地の2先 終点 同 58番地の3先	—	別紙見取図2
河原町13号線	起点 河原町28番地の10先 終点 同 28番地の11先	—	別紙見取図3
河原町14号線	起点 河原町49番地の4先 終点 同 49番地の8先	—	別紙見取図4
上之町15号線	起点 上之町150番地の28先 終点 同 150番地の14先	—	別紙見取図5
池浦町52号線	起点 池浦町一丁目39番地の3先 終点 同 39番地の14先	—	別紙見取図6
池浦町53号線	起点 池浦536番地の11先 終点 同 530番地の4先	—	別紙見取図7
板原69号線	起点 板原町四丁目1152番地の1先 終点 同 1152番地の4先	—	別紙見取図8

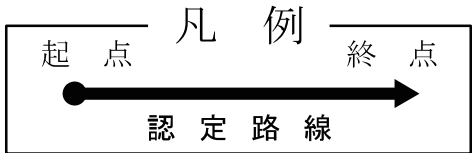


# 見取図 1



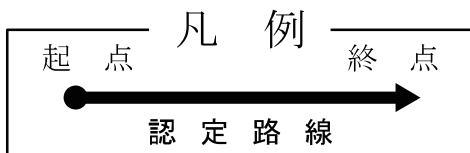
路線名 末広町2号線

# 見取図 2



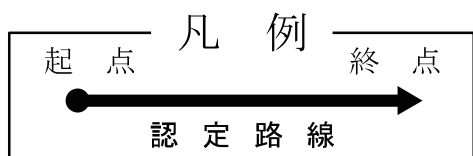
路線名 若宮町5号線

# 見取図 3



路線名 河原町13号線

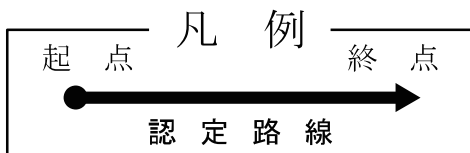
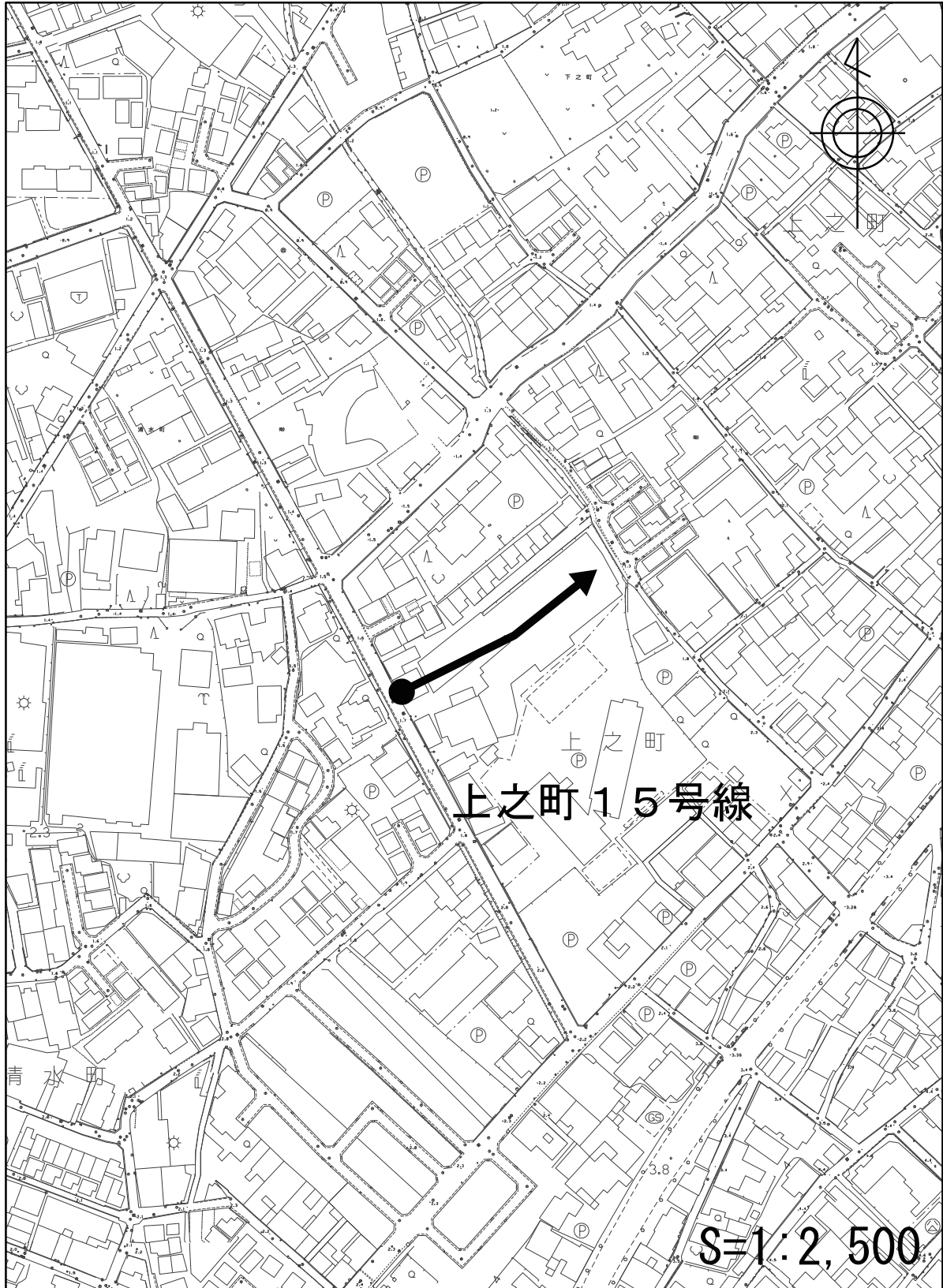
# 見取図 4



路線名 河原町14号線

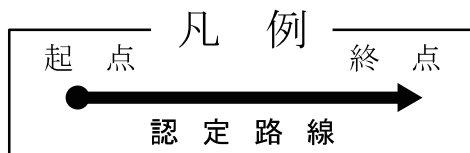
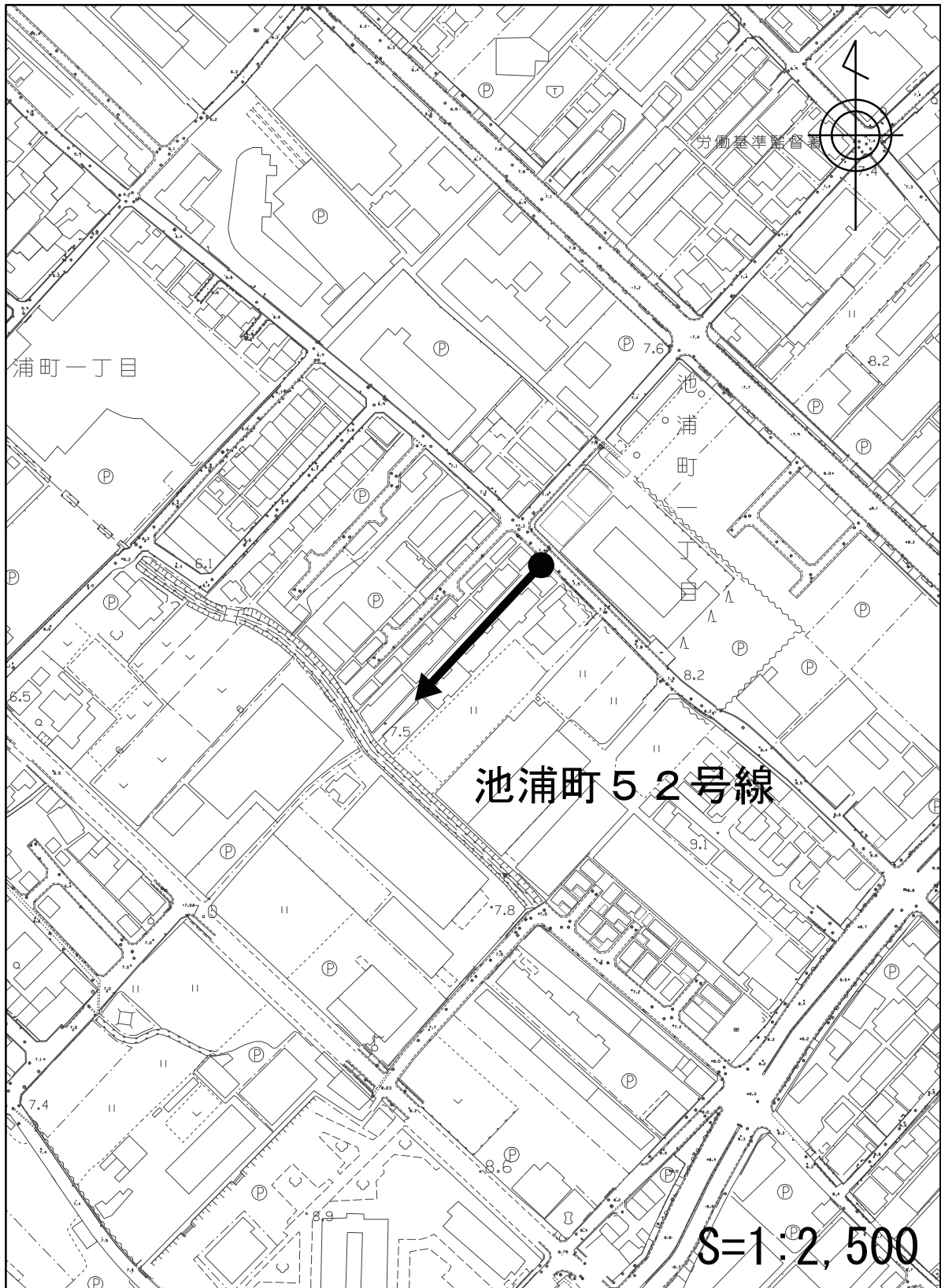


# 見取図 5



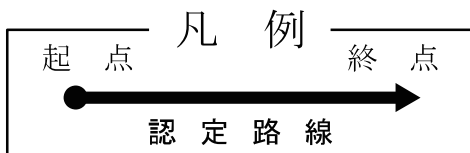
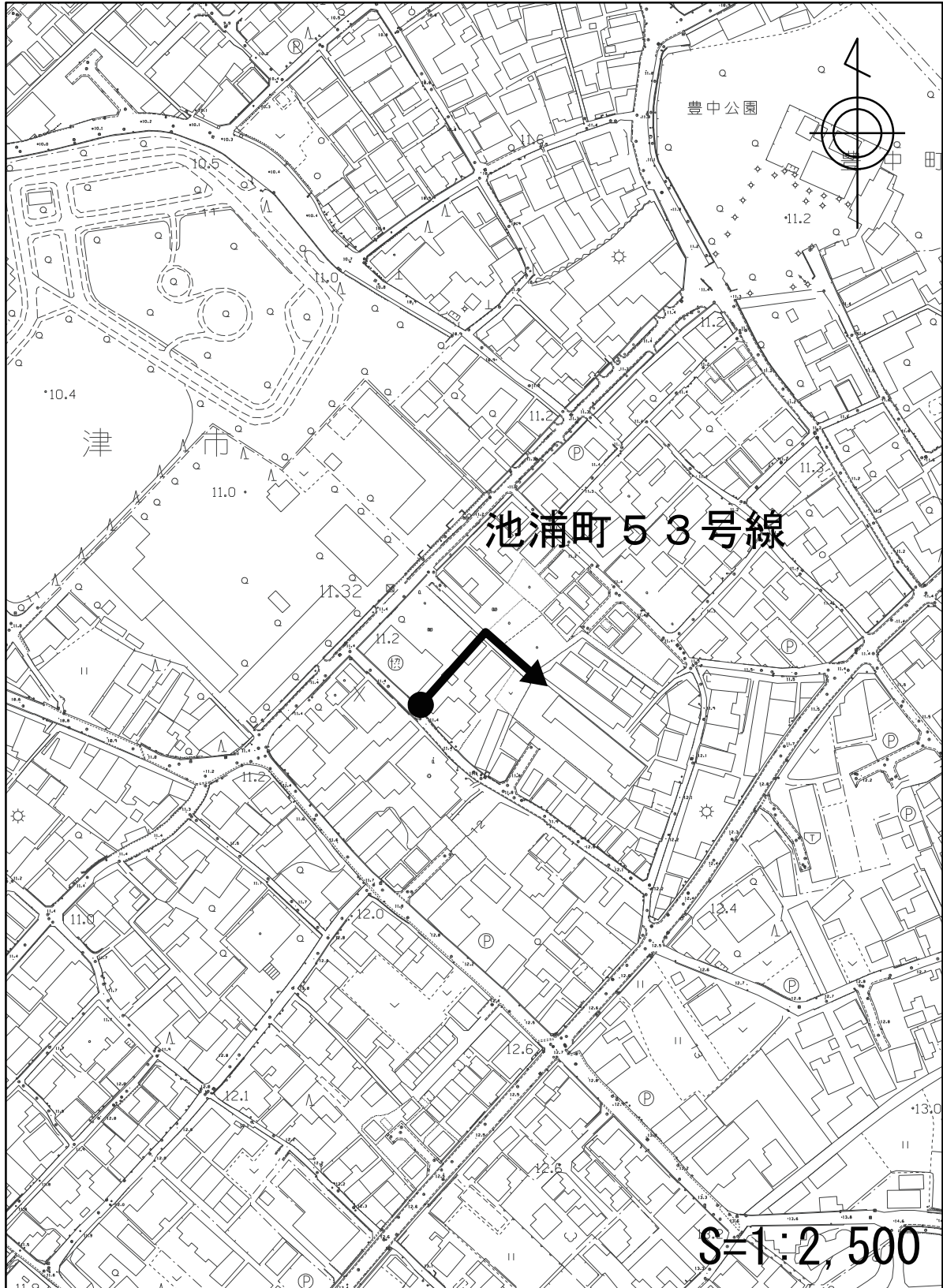
路線名 上之町 15号線

# 見取図 6



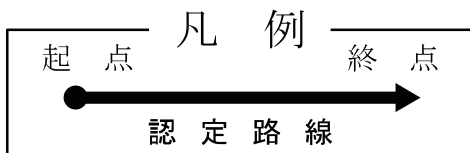
路線名 池浦町52号線

# 見取図 7



路線名 池浦町53号線

# 見取図 8



路線名 板原69号線





## 令和6年度泉大津市一般会計補正予算

令和6年度泉大津市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ850,088千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,504,416千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年11月27日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		4,700,000	329,990	5,029,990
	1 地方交付税	4,700,000	329,990	5,029,990
14 国庫支出金		7,715,833	175,563	7,891,396
	1 国庫負担金	5,808,003	175,000	5,983,003
	2 国庫補助金	1,847,785	563	1,848,348
15 府支出金		2,811,741	88,063	2,899,804
	1 府負担金	1,884,701	87,500	1,972,201
	2 府補助金	814,562	563	815,125
18 繰入金		2,594,553	36,039	2,630,592
	1 特別会計繰入金	29,952	36,039	65,991
19 繰越金		1,000	219,812	220,812
	1 繰越金	1,000	219,812	220,812
20 諸収入		923,361	2,887	926,248
	5 雑入	708,100	2,887	710,987
21 市債		5,002,800	△2,266	5,000,534
	1 市債	5,002,800	△2,266	5,000,534
歳 入 合 計		39,654,328	850,088	40,504,416



歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		5,080,546	450,611	5,531,157
	1 総務管理費	3,796,707	450,611	4,247,318
3 民生費		17,001,927	358,990	17,360,917
	1 社会福祉費	7,207,058	350,545	7,557,603
	2 児童福祉費	5,813,941	1,690	5,815,631
	6 国民健康保険事業費	806,168	6,755	812,923
4 衛生費		3,587,832	36,547	3,624,379
	1 保健衛生費	1,024,426	36,547	1,060,973
7 土木費		3,529,450	3,940	3,533,390
	5 下水道事業費	1,290,301	3,940	1,294,241
歳 出 合 計		39,654,328	850,088	40,504,416

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	電 算 処 理 事 業	1,210 千円
		市有財産等管理事業	330,000 千円

### 第3表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
大阪・関西万博催事等 運 営 業 務 委 託 料	令和6年度～令和7年度	13,000 千円
大阪・関西万博 TEAM EXPOパビリオンステージ等 運 営 業 務 委 託 料	令和6年度～令和7年度	5,000 千円
がん検診予約・受付等事務 人 材 派 遣 料	令和6年度～令和7年度	3,138 千円
健康診査業務委託料	令和6年度～令和9年度	9,900 千円
学校水泳授業委託料	令和6年度～令和7年度	40,000 千円
児童生徒1人1台端末 更 新 整 備 費	令和6年度～令和7年度	370,000 千円

第4表 地方債補正

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期限	据置期間	償還方法	その他
臨時財政 対策債	補正前	千円 90,000	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金 又は銀行 その他資金	20年以内	3年以内	半年賦及び 年賦元利均 等、半年賦元 金均等償還 又は満期一 括償還	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
	補正後	87,734	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
(補正額)		△ 2,266							
補正前の額		5,002,800							
合計		5,000,534							

令和6年度泉大津市一般会計補正予算に関する説明書

(補正第5号)

# 歳 入 歳 出 補 正 予 算

## 1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
10 地方交付税	4, 7 0 0, 0 0 0
14 国庫支出金	7, 7 1 5, 8 3 3
15 府支出金	2, 8 1 1, 7 4 1
18 繰入金	2, 5 9 4, 5 5 3
19 繰越金	1, 0 0 0
20 諸収入	9 2 3, 3 6 1
21 市債	5, 0 0 2, 8 0 0
歳 入 合 計	3 9, 6 5 4, 3 2 8

# 事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
329,990	5,029,990
175,563	7,891,396
88,063	2,899,804
36,039	2,630,592
219,812	220,812
2,887	926,248
△2,266	5,000,534
850,088	40,504,416

歳 出

款	補正前の額	補正額
2 総務費	5,080,546	450,611
3 民生費	17,001,927	358,990
4 衛生費	3,587,832	36,547
7 土木費	3,529,450	3,940
歳 出 合 計	39,654,328	850,088



(単位：千円)

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
5,531,157			2,887	447,724
17,360,917	263,626			95,364
3,624,379				36,547
3,533,390				3,940
40,504,416	263,626		2,887	583,575

## 2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 4,700,000	千円 329,990	千円 5,029,990

### (款) 10 地方交付税

#### (項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方交付税	4,700,000	329,990	5,029,990
計	4,700,000	329,990	5,029,990

補 正 前	補 正 額	計
千円 7,715,833	千円 175,563	千円 7,891,396

### (款) 14 国庫支出金

#### (項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 民生費国庫負担金	5,721,630	175,000	5,896,630
計	5,808,003	175,000	5,983,003

#### (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	207,043	563	207,606
計	1,847,785	563	1,848,348

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 地方交付税	329,990	普通交付税

節		説明
区分	金額	
1 社会福祉費負担金	175,000	障がい者総合支援負担金

節		説明
区分	金額	
2 児童福祉費補助金	563	子ども・子育て支援交付金

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

補正前	補正額	計
千円 2,811,741	千円 88,063	千円 2,899,804

(款) 15 府支出金

(項) 1 府負担金

目	補正前の額	補正額	計
1 民生費府負担金	1,871,988	87,500	1,959,488
計	1,884,701	87,500	1,972,201

(項) 2 府補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 民生費府補助金	710,887	563	711,450
計	814,562	563	815,125

補正前	補正額	計
千円 2,594,553	千円 36,039	千円 2,630,592

(款) 18 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
3 介護保険事業特別会計繰入金	1,679	33,422	35,101
4 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	2,617	2,618
計	29,952	36,039	65,991

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 社会福祉費負担金	87,500	障がい者総合支援負担金

節		説明
区分	金額	
2 児童福祉費補助金	563	大阪府子ども・子育て支援交付金

節		説明
区分	金額	
1 介護保険事業特別会計繰入金	33,422	介護保険事業特別会計繰入金
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	2,617	後期高齢者医療特別会計繰入金

(款) 15 府支出金

(項) 1 府負担金

補正前	補正額	計
千円 1,000	千円 219,812	千円 220,812

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	1,000	219,812	220,812
計	1,000	219,812	220,812

補正前	補正額	計
千円 923,361	千円 2,887	千円 926,248

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計
1 雑入	708,100	2,887	710,987
計	708,100	2,887	710,987

補正前	補正額	計
千円 5,002,800	千円 △2,266	千円 5,000,534

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計
7 臨時財政対策債	90,000	△2,266	87,734

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	219,812	繰越金

節		説明
区分	金額	
1 雑入	2,887	ふるさと納税PR事業支援金

節		説明
区分	金額	
1 臨時財政対策債	△2,266	臨時財政対策債

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
計	5,002,800	△2,266	5,000,534



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

(款) 21 市債

(項) 1 市債

### 3 歳 出

補正前	補正額	計
千円 5,080,546	千円 450,611	千円 5,531,157

#### (款) 2 総務費

##### (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	1,817,210	1,210	1,818,420				1,210
4 広報費	544,207	2,887	547,094			2,887	
17 諸費	311,544	10,000	321,544				10,000
21 財政調整基金費	550	436,514	437,064				436,514
計	3,796,707	450,611	4,247,318			2,887	447,724

補正前	補正額	計
千円 17,001,927	千円 358,990	千円 17,360,917

#### (款) 3 民生費

##### (項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 老人福祉費	2,603,252	545	2,603,797				545
8 障がい者総合支援費	3,197,939	350,000	3,547,939	262,500			87,500
計	7,207,058	350,545	7,557,603	262,500			88,045

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
12 委託料	1,210	6 電算処理事業	1,210	12 委託料	1,210
				システム導入委託料	
11 役務費	2,887	4 泉大津市ふるさと応援寄附事業	2,887	11 役務費	2,887
				広告料	
22 償還金、利子及び割引料	10,000	2 市税等過誤納還付事業	10,000	22 償還金、利子及び割引料	10,000
				市税等過誤納還付金	
24 積立金	436,514	1 財政調整基金積立事業	436,514	24 積立金	436,514
				財政調整基金積立金	

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
27 繰出金	545	20 後期高齢者医療特別会計繰出金事業	545	27 繰出金	545
				後期高齢者医療特別会計への繰出	
19 扶助費	350,000	1 障がい者総合支援給付事業	350,000	19 扶助費	350,000
				障がい者総合支援給付費	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

## (項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	2,566,115	1,690	2,567,805	1,126			564
計	5,813,941	1,690	5,815,631	1,126			564

## (項) 6 国民健康保険事業費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 国民健康保険事業費	806,168	6,755	812,923				6,755
計	806,168	6,755	812,923				6,755

補正前	補正額	計
千円 3,587,832	千円 36,547	千円 3,624,379

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 予防費	338,275	36,547	374,822				36,547
計	1,024,426	36,547	1,060,973				36,547

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	1,690	11 病後児・体調不良児 保育事業 1,690	12 委託料 病後児・体調不良児保育事業委託料 1,690

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
27 繰出金	6,755	1 国民健康保険事業特 別会計繰出金事業 6,755	27 繰出金 国民健康保険事業特別会計への繰出 6,755

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
10 需用費	36,547	3 予防接種事業（子育 て応援課） 36,547	10 需用費 医薬材料費 36,547

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

補正前	補正額	計
千円 3,529,450	千円 3,940	千円 3,533,390

(款) 7 土木費

(項) 5 下水道事業費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 下水道事業費	1,286,993	3,940	1,290,933				3,940
計	1,290,301	3,940	1,294,241				3,940

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	3,940	3 助松地区雨水処理事業 3,940	12 委託料 高石ポンプ場雨水処理維持管理委託料 3,940

(款) 7 土木費

(項) 5 下水道事業費

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国 府 支 出 金	地方債	その他	
大阪・関西万博催事等 運営業務委託料	補正前								
	補正後	13,000		令和6年度 ～令和7年度	13,000				13,000
大阪・関西万博 TEAMEXPOパビリオンステージ等 運営業務委託料	補正前								
	補正後	5,000		令和6年度 ～令和7年度	5,000				5,000
がん検診予約・受付等事務 人材派遣料	補正前								
	補正後	3,138		令和6年度 ～令和7年度	3,138				3,138
健康診査業務委託料	補正前								
	補正後	9,900		令和6年度 ～令和9年度	9,900				9,900
学校水泳授業委託料	補正前								
	補正後	40,000		令和6年度 ～令和7年度	40,000				40,000
児童生徒1人1台端末費 更新整備費	補正前								
	補正後	370,000		令和6年度 ～令和7年度	370,000	202,180			167,820
合 計	補正額	441,038			441,038	202,180			238,858
	補正前 の 額	17,034,610	6,083,264		10,345,662	1,451,294	4,052,000	264,598	4,577,770
	計	17,475,648	6,083,264		10,786,700	1,653,474	4,052,000	264,598	4,816,628



地方債の当該年度中における増減見込額及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前年度末 現在高	当該年度中の増減見込額						当該年度末現在高見込額	
		当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正後の額
		補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額		
1. 普通債	13,826,168	4,912,800		4,912,800	1,009,545		1,009,545	17,729,423	17,729,423
(1) 総務債	575,244	472,500		472,500	28,454		28,454	1,019,290	1,019,290
(2) 民生債	632,063	688,700		688,700	35,981		35,981	1,284,782	1,284,782
(3) 衛生債	273,648	41,600		41,600	33,341		33,341	281,907	281,907
(4) 農林水産業債	3,105				366		366	2,739	2,739
(5) 土木債	4,486,921	845,800		845,800	386,212		386,212	4,946,509	4,946,509
(6) 公営住宅債	564,030	142,400		142,400	35,877		35,877	670,553	670,553
(7) 消防債	735,194	63,600		63,600	96,057		96,057	702,737	702,737
(8) 教育債	6,555,963	2,658,200		2,658,200	393,257		393,257	8,820,906	8,820,906
2. 災害復旧債	120,754				20,124		20,124	100,630	100,630
(1) 民生債	7,350				1,225		1,225	6,125	6,125
(2) 衛生債	4,426				737		737	3,689	3,689
(3) 土木債	85,278				14,212		14,212	71,066	71,066
(4) 公営住宅債	1,050				175		175	875	875
(5) 消防債	1,350				225		225	1,125	1,125
(6) 教育債	21,300				3,550		3,550	17,750	17,750
3. その他債	12,629,330	90,000	△ 2,266	87,734	1,190,475		1,190,475	11,528,855	11,526,589
(1) 減税補てん債	39,794				20,529		20,529	19,265	19,265
(2) 臨時財 策 債	12,516,612	90,000	△ 2,266	87,734	1,165,315		1,165,315	11,441,297	11,439,031
(3) 減収補てん債	72,924				4,631		4,631	68,293	68,293
合 計	26,576,252	5,002,800	△ 2,266	5,000,534	2,220,144		2,220,144	29,358,908	29,356,642







## 令和6年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正 予算

令和6年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,755千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,895,204千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年11月27日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰入金		814,778	6,755	821,533
	1 他会計繰入金	806,168	6,755	812,923
歳 入 合 計		7,888,449	6,755	7,895,204

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		153,185	6,755	159,940
	1 総務管理費	125,524	6,755	132,279
歳 出 合 計		7,888,449	6,755	7,895,204

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険特定健康 診査業務委託事業費	令和6年度～令和9年度	51,000 千円





歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括  
歳 入

款	補 正 前 の 額
5 繰入金	814,778
歳 入 合 計	7,888,449

# 事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
6, 7 5 5	8 2 1, 5 3 3
6, 7 5 5	7, 8 9 5, 2 0 4

歳 出

款	補正前の額	補正額
1 総務費	153,185	6,755
歳 出 合 計	7,888,449	6,755

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
159,940			6,755	
7,895,204			6,755	

## 2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 814,778	千円 6,755	千円 821,533

### (款) 5 繰入金

#### (項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	806,168	6,755	812,923
計	806,168	6,755	812,923

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 職員給与費等繰入金	6,755	職員給与費等繰入金

(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

### 3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 153,185	千円 6,755	千円 159,940

#### (款) 1 総務費

##### (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	125,524	6,755	132,279			6,755	
計	125,524	6,755	132,279			6,755	



(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
2 給料	2,886	1 人件費	6,755	2 給料	2,886
3 職員手当等	2,360			一般職給	
4 共済費	1,509			3 職員手当等	2,360
				地域手当	173
				期末勤勉手当	2,187
				4 共済費	1,509
				共済組合補給金	1,497
				共済組合事務費負担金	12

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

## 給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1) 12	2,588	43,496	33,725	79,809	15,617	95,426	
補正前	(1) 11	2,588	40,610	31,365	74,563	14,108	88,671	
比 較	0	0	2,886	2,360	5,246	1,509	6,755	

( )内は、会計年度任用職員(パートタイム)数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時 間 外 勤 務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	1,674	2,791	20,949	1,344	796	1,326	4,677	168
	補 正 前	1,674	2,618	18,762	1,344	796	1,326	4,677	168
	比 較	0	173	2,187	0	0	0	0	0
区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 (千円)	合 計 (千円)		
補 正 後	0	0	0	0	0	0	33,725		
補 正 前	0	0	0	0	0	0	31,365		
比 較	0	0	0	0	0	0	2,360		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	12	43,496	32,753	76,249	15,617	91,866	
補正前	11	40,610	30,393	71,003	14,108	85,111	
比 較	0	2,886	2,360	5,246	1,509	6,755	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時間外勤務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	1,674	2,791	19,977	1,344	796	1,326	4,677	168
	補 正 前	1,674	2,618	17,790	1,344	796	1,326	4,677	168
	比 較	0	173	2,187	0	0	0	0	0
区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管理職員 特別勤務 (千円)	合 計 (千円)		
補 正 後	0	0	0	0	0	0	32,753		
補 正 前	0	0	0	0	0	0	30,393		
比 較	0	0	0	0	0	0	2,360		

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1)	2,588	0	972	3,560	0	3,560	
補正前	(1)	2,588	0	972	3,560	0	3,560	
比 較	0	0	0	0	0	0	0	

( )内は、会計年度任用職員(パートタイム)数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	通 勤 (千円)	時 間 外 勤 務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)	退 職 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	合 計 (千円)
	補 正 後	0	972	0	0	0	0	0	972
	補 正 前	0	972	0	0	0	0	0	972
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	2,886	そ の 他 の 増 減 分	2,886	異動等による増	
職員手当	2,360	そ の 他 の 増 減 分	2,360	異動等による増	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国 府 支出金	地方債	その他	
国民健康保険 特定健康診査業務 委託事業費	補正前								
	補正後	51,000		令和6年度 ～令和9年度	51,000	18,364			32,636
合 計	補正額	51,000			51,000	18,364			32,636
	補正前 の 額	68,000		33,533	34,467	10,700			23,767
	計	119,000		33,533	85,467	29,064			56,403







## 令和 6 年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算

令和 6 年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 0 9, 5 0 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7, 3 1 1, 4 0 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰入金		1,323,997	33,413	1,357,410
	2 基金繰入金	188,968	33,413	222,381
7 繰越金		1	176,094	176,095
	1 繰越金	1	176,094	176,095
歳 入 合 計		7,101,895	209,507	7,311,402

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		10	176,085	176,095
	1 基金積立金	10	176,085	176,095
6 諸支出金		83,338	33,422	116,760
	2 繰出金	1,679	33,422	35,101
歳 出 合 計		7,101,895	209,507	7,311,402





歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括  
歳 入

款	補 正 前 の 額
6 繰入金	1, 3 2 3, 9 9 7
7 繰越金	1
歳 入 合 計	7, 1 0 1, 8 9 5

# 事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
33,413	1,357,410
176,094	176,095
209,507	7,311,402

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
4 基金積立金	10	176,085
6 諸支出金	83,338	33,422
歳 出 合 計	7,101,895	209,507



(単位：千円)

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
176,095				176,085
116,760				33,422
7,311,402				209,507

## 2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,323,997	千円 33,413	千円 1,357,410

### (款) 6 繰入金

#### (項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 介護給付費準備基金繰入金	188,968	33,413	222,381
計	188,968	33,413	222,381

補 正 前	補 正 額	計
千円 1	千円 176,094	千円 176,095

### (款) 7 繰越金

#### (項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	1	176,094	176,095
計	1	176,094	176,095

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 介護給付費準備基金繰入金	33,413	介護給付費準備基金繰入金

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	176,094	前年度繰越金

(款) 6 繰入金

(項) 2 基金繰入金

### 3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 10	千円 176,085	千円 176,095

#### (款) 4 基金積立金

##### (項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 介護給付費 準備基金費	10	176,085	176,095				176,085
計	10	176,085	176,095				176,085

補 正 前	補 正 額	計
千円 83,338	千円 33,422	千円 116,760

#### (款) 6 諸支出金

##### (項) 2 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般会計繰 出金	1,679	33,422	35,101				33,422
計	1,679	33,422	35,101				33,422

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
24 積立金	176,085	1 介護給付費準備基金事業 176,085	24 積立金 介護給付費準備基金積立金 176,085

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
27 繰出金	33,422	1 一般会計繰出金事業 33,422	27 繰出金 一般会計への繰出金 33,422

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金









議案第72号

## 令和6年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和6年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,468千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,340,676千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月27日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		329,405	545	329,950
	1 一般会計繰入金	329,405	545	329,950
3 繰越金		1	39,923	39,924
	1 繰越金	1	39,923	39,924
歳 入 合 計		1,300,208	40,468	1,340,676

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		40,806	545	41,351
	2 徴収費	5,238	545	5,783
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		1,252,034	36,595	1,288,629
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	1,252,034	36,595	1,288,629
4 諸支出金		2,551	3,328	5,879
	1 償還金及び還付加算金	2,550	711	3,261
	2 繰出金	1	2,617	2,618
歳 出 合 計		1,300,208	40,468	1,340,676





歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括  
歳 入

款	補 正 前 の 額
2 繰入金	329,405
3 繰越金	1
歳 入 合 計	1,300,208

# 事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
5 4 5	3 2 9, 9 5 0
3 9, 9 2 3	3 9, 9 2 4
4 0, 4 6 8	1, 3 4 0, 6 7 6

歳 出

款	補正前の額	補正額
1 総務費	40,806	545
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1,252,034	36,595
4 諸支出金	2,551	3,328
歳 出 合 計	1,300,208	40,468



(単位：千円)

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
41,351			545	
1,288,629			36,595	
5,879			3,328	
1,340,676			40,468	

## 2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 329,405	千円 545	千円 329,950

### (款) 2 繰入金

#### (項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	329,405	545	329,950
計	329,405	545	329,950

補 正 前	補 正 額	計
千円 1	千円 39,923	千円 39,924

### (款) 3 繰越金

#### (項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	1	39,923	39,924
計	1	39,923	39,924

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 事務費繰入金	545	事務費繰入金

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	39,923	前年度繰越金

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

### 3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 40,806	千円 545	千円 41,351

#### (款) 1 総務費

##### (項) 2 徴収費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 徴収費	4,813	545	5,358			545	
計	5,238	545	5,783			545	

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,252,034	千円 36,595	千円 1,288,629

#### (款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

##### (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	1,252,034	36,595	1,288,629			36,595	
計	1,252,034	36,595	1,288,629			36,595	

補 正 前	補 正 額	計
千円 2,551	千円 3,328	千円 5,879

#### (款) 4 諸支出金

##### (項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 保険料還付 金	2,500	711	3,211			711	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
11 役務費	545	1 保険料徴収事業 545	11 役務費 通信運搬費 545

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	36,595	1 後期高齢者医療広域 連合納付事業 36,595	18 負担金、補助及び交付金 保険料等負担金 36,595

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
22 償還金、利子及び割引料	711	1 保険料還付事業 711	22 償還金、利子及び割引料 保険料過誤納付還付金 711

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	2,550	711	3,261			711	

(項) 2 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般会計繰出金	1	2,617	2,618			2,617	
計	1	2,617	2,618			2,617	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
27 繰出金	2,617	1 一般会計前年度精算 金返還事業 2,617	27 繰出金 2,617 一般会計への繰出金

(款) 4 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金









## 令和6年度泉大津市水道事業会計補正予算

第1条 令和6年度泉大津市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度泉大津市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	1,866,768千円	1,238千円	1,868,006千円
第2項 営業外収益	202,530千円	1,238千円	203,768千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	1,782,098千円	2,476千円	1,784,574千円
第1項 営業費用	1,660,446千円	2,476千円	1,662,922千円

令和6年11月27日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

令和6年度泉大津市水道

収益の収入

収

款	項	目
1 水道事業収益		
	2 営業外収益	
		7 雑収益

支

款	項	目
1 水道事業費用		
	1 営業費用	
		4 業務費

# 事業会計補正予算実施計画

## 及び支出

### 入

既決予定額	補正予定額	計
千円	千円	千円
1,866,768	1,238	1,868,006
202,530	1,238	203,768
7,449	1,238	8,687

### 出

既決予定額	補正予定額	計
千円	千円	千円
1,782,098	2,476	1,784,574
1,660,446	2,476	1,662,922
120,345	2,476	122,821

## 令和6年度泉大津市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日)

(単位:千円)

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(△は純損失)	67,471
減価償却費	388,713
貸倒引当金の増減額(△は減少)	182
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 5,798
賞与等引当金の増減額(△は減少)	2,257
長期前受金戻入	△ 130,198
受取利息	△ 382
支払利息	56,436
資産減耗費	6,709
未収金の増減額(△は増加)	2,025
未払金の増減額(△は減少)	△ 227,801
たな卸資産の増減額(△は増加)	10
その他流動負債の増減額(△は減少)	4,220
小計	163,844
利息の受取額	382
利息の支払額	△ 56,436
業務活動によるキャッシュ・フロー	107,790
(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 799,425
国庫補助金等による収入	115,827
一般会計及び他の特別会計からの繰入金による収入	12,672
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 670,926
(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	361,800
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 190,560
財務活動によるキャッシュ・フロー	171,240
資金増減額(△は減少)	△ 391,896
資金期首残高	3,129,527
資金期末残高	2,737,631



収 益 の

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 水道事業収益		1,866,768	1,238	1,868,006
2 営業外収益		202,530	1,238	203,768
	7 雑 収 益	7,449	1,238	8,687

収 益 の

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 水道事業費用		1,782,098	2,476	1,784,574
1 営業費用		1,660,446	2,476	1,662,922
	4 業 務 費	120,345	2,476	122,821



収 入

各 目	明 細
節	金 額
	千円
	千円
2 その他雑収益	1,238 郵便料金委託業者負担金 1,238

支 出

各 目	明 細
節	金 額
	千円
	千円
16 通信運搬費	1,238 郵便料金 1,238
17 委託料	1,238 水道料金収納等業務委託料 1,238

(款) 1 水道事業収益 (項) 2 営業外収益





